

顧問契約プラン

新橋虎ノ門法律事務所

平成28年4月1日現在

1、ポイント制

当事務所では、顧問契約はポイント制を取らせていただいております。プラン事に顧問料とポイントが変動していき、ポイントに応じて定額でできることが変わってきます。なお、1ポイントはスポット契約だと5400円（税込）相当です。

2、プラン一覧

プラン名	顧問料	ポイント	スポット契約での参考価格
B	3万円+消費税	9P →10P	5万円+消費税
C	5万円+消費税	15P →17P	8万5000円+消費税
D	10万円+消費税	30P →34P	17万円+消費税

3、ポイントでできること

- ① 法律相談（40分） 1P ※注1
- ② 契約書・規約リーガルチェック 2P～4P ※注2
- ③ 内容証明郵便作成 2P～4P ※注3
- ④ 契約書・規約作成 4P～6P ※注2

注1 事務所での対面、電話、メール相談。出張相談は個別にご相談下さい。

注2 但し、外国語のもの、外国法の論点を含むもの、条項（実質的に判断する）が30以上になるものは除きます。別途ポイント換算もできます。

注3 但し、外国語のもの、外国法の論点を含むもの、枚数が4頁以上になるものは除きます。別途ポイント換算もできます。

4、契約条件

- (1) 最低3か月契約になっております。また3か月の間はプラン変更はできません。
- (2) ポイント繰越制度はございません。ご了承下さい。
- (3) 前月末までに顧問料をお振込みください。
- (4) 顧問契約をお申込みの場合は、恐縮ながら審査をさせていただきます。反社会的勢力のご利用を防ぐため一律に適用させていただいておりますので、ご理解ご協力のほどお願いいたします。
- (5) 実際の顧問契約締結の際には、当事務所作成の顧問契約書をお使いいただきます。

以上